

令和元年7月23日

備前市議会議長 立川 茂 殿

請願者 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県聴覚障がい者福祉協会東備支部
会長 柏原 真子

紹介議員 土器 豊

請 願 書

1 請願の要旨

聴覚障がい者が安心して意思疎通ができて暮らせるように、手話（ろう者の言語）でコミュニケーションしやすい地域社会の構築を目指すための手話言語条例の制定を求める請願

2 請願の趣旨

- ① ろう者が自立した日常生活が送れ、安心して社会参加できるように、相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指します。
- ② 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でのコミュニケーションが図りやすい環境を構築します。
- ③ ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有しており、その権利は尊重されなければなりません。
- ④ 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化であると理解し、手話に関する正しい情報を得る必要があります。
- ⑤ 備前市の手話サークルからは、2018年11月に田原市長に対し、手話言語条例に関する要望書を提出させていただいております。また、平成29年12月6日の備前市議会一般質問にて掛谷繁議員が、質問の3項目めで、2006年国連障害者権利条約の中で手話は言語であることが世界的に認められたこと、2011年日本でも障害者基本法改正により言語に手話を含むことが明記されたこと、2014年1月には日本も批准したこと、2013年には全国に先駆けて鳥取県で手話言語条例が採択、101自治体に拡大されていることなどの説明の後、全国市長会でも取り上げられていることから備前市でも手話言語条例制定をぜひお願いしたいとの一般質問をされています。それに対して市長は、平成29年10月現在全国で84市が制定している。この条例制定については、障害者の自立促進と社会参加を目的として設置されている東備地域自立支援協議会や岡山県視聴覚障害者福祉協会、備前市身体障害者福祉協会などの御意見をお伺いしながら検討してまいりたいとの御答弁でしたが、その後、前進したのでしょうか。また、各種団体に協議をするような内容ではないんじゃないかとのお言葉もありましたが、備前市の手話サークルでは、日々、聴覚障害者の共に歩くための学習会や研修会に参加し、知識の構築などにも励んでおります。

以上の理念や目的を最重要と考え、今般の備前市手話言語条例制定の請願趣旨とします。

3 請願事項

一般財団法人全日本ろうあ連盟が発表した、市町村手話言語モデル条例案を参考に、備前市手話言語条例を制定すること。また、制定に当たって、地域のろう者、備前手話サークル、岡山県聴覚障がい者福祉協会、岡山県手話通訳問題研究会等との懇談の場を設け、意見を聞いていただきたい。